

[資料] 災害時等における緊急放送に関する協定

宇部市（以下、「甲」という。）と株式会社エフエムきらら（以下、「乙」という。）は、災害時等における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（趣旨）

この協定は、宇部市内に災害が発生したとき又は災害が発生する恐れがある場合に、甲が乙の放送設備を使用して災害の情報に関する放送を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

第2条（定義）

この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「災害」とは、宇部市内において発生した災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。
- 2 「緊急放送」とは、第1条の目的を達成するために、甲が乙の所有する放送設備を使用して、乙が行う他の放送に優先して行う臨時の放送をいう。

第3条（運用）

- 1 乙の放送時間のときは、次の手順により実施する。
 - (1) 甲は、ファクシミリ又は電話連絡により、乙が運用する演奏所（スタジオ）に緊急放送である旨を明示して概要を連絡する。
 - (2) 乙は、緊急放送の概要を受信したときは、直ちに他の放送に優先して放送を行う。
- 2 乙の放送時間外のときは、次の手順により実施する。
 - (1) 甲は、乙の責任者に連絡し、別に定める手順に従い、緊急放送を行う。
 - (2) 甲は、緊急放送を行ったときは、その実施日時及び内容を速やかに文書により乙に報告する。

第4条（費用負担）

- 1 甲の要請に基づく災害情報等の放送に要した費用は、甲乙協議して定めるものとする。
- 2 緊急放送の実施により、同時刻に予定していた広告が放送できなかったときの損害は、乙の負担とする。
- 3 乙の所有する緊急電話装置の費用は、乙の負担とする。また、その装置の点検、更新等に要する経費の負担についても同様とする。

第5条（連絡責任）

甲及び乙は、緊急放送が円滑にできるようにそれぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出るものとし、異動があった場合も同様とする。

第6条（秘匿義務）

緊急電話放送装置の電話番号及び暗証番号は、甲乙共にこれを秘匿しなければならない。

第7条（期間）

この協定の有効期間は、平成14年8月4日から平成15年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに甲又は乙から申し立てがない場合は、その期間を引き続き次の1年間に延長するものとし、以降も同様とする。

第8条（協議）

本協定に定めのない事項または条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

平成14年8月1日

甲 宇部市常盤町1丁目1番7号
宇部市
宇部市長 藤田 忠 夫

乙 宇部市新天町1丁目2番36号
株式会社エフエムきらら
代表取締役 増 本 一